

空き店舗家賃支援事業補助金

**市内市街地の空き店舗を利用した
新規出店者に家賃を支援します**

(太田市空き店舗対策家賃支援事業補助金)



<受付期間:5月17日(月)から開始>

受付時間は平日9時~12時、13時~17時とさせていただきます。
補助申請額が予算に達した場合、終了となります。

対象地域

対象地域内にある空き店舗物件が対象です

都市計画法に規定する第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、準工業地域、工業地域、
特定用途制限地域、近隣商業地域および商業地域

※ただし、地区計画制度に定められている地区は除きます

補助条件

下記のすべてに該当する必要があります

〈対象者〉

- ・市税を滞納していない者（世帯全員。法人の場合は法人と法人代表者個人の世帯全員）
- ・太田市に住民登録がある者（法人の場合は代表者が太田市に住民登録がある者）
※外国人にあっては日本国内において就労が認められる残留資格を有する者
- ・事業実施後、3年以上継続して営業できる者
※3年間、年度末毎に確定申告書の写しなど提出条件有り

〈対象物件〉

- ・建物所有者とは生計が同一ではなく、かつ、2親等以内の親族ではないこと
- ・以前に空き店舗対策家賃支援事業補助金を活用したことがない店舗であること
- ・交付申請時において開店していない店舗であること

対象業種

日本標準産業分類に基づく以下の業種が対象です

情報サービス業、専門サービス業、小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業、
医療業など

※ただし、下記の場合は対象外となります

- ・専用住宅の一部を改装または住宅としての貸し出しを前提としたアパート
- ・床面積の合計が1,000㎡を超える店舗および店舗内のテナント
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律の適用を受ける店舗
- ・夜間営業(17時以降の営業)のみの店舗
- ・市外に本店があるチェーン店又はフランチャイズ店

補助金額

空き店舗を賃借する際の家賃に対する補助です

〈補助対象金額〉

- 店舗家賃の1/2 (税抜価格で、かつ、月額3万円を限度)
- ※店舗敷金、礼金、共益費等賃借料に付随する経費を除く
- 家賃の6か月分

補助金の例

例1：家賃月額5万(消費税抜き)、敷金5万5千円、礼金0円、共益費0円の場合
敷金5万5千円

⇒ 補助金 0円

家賃5万円×1/2= 2万5千円 2万5千円×6ヶ月 = 15万円

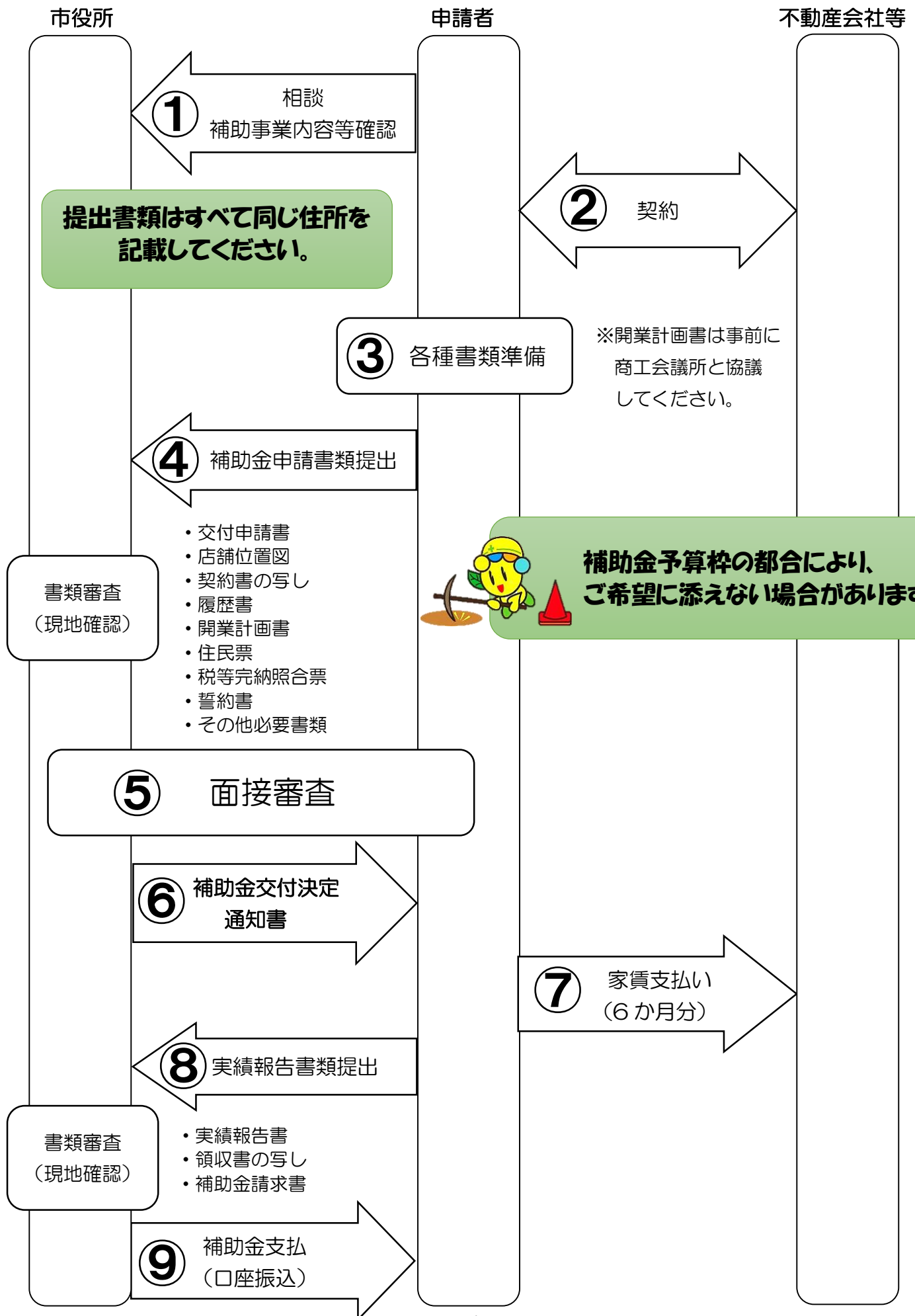
⇒ 補助金 15万円

例2：家賃月額8万円(消費税抜き)、敷金0円、礼金0円、共益費0円の場合

8万円×1/2= 4万円(月額上限3万円) 3万円×6ヶ月 = 18万円

⇒ 補助金 18万円

<手続きの流れ>



申請に必要な書類等

◎は書式が決まっております。(HP からダウンロード又は産業政策課窓口にて配布)

◎補助金等交付申請書

- ・店舗の位置図（店舗の位置がわかるもの）
- ・賃貸借契約書の写し
- ・補助金の交付を受けようとする者の履歴書(申請者の役職や職歴等)

◎開業計画書（商工会議所と協議のうえ、作成すること）

- ・住民票写し

(コピー可)(申請者の住所がわかるもの、本籍及び世帯主との続柄の記載は必要ありません)

◎太田市税等完納照合票（世帯員全員に滞納がないことを確認します）

収納課（本庁舎2階）にて照合してください。（法人の場合は法人と法人代表者個人の世帯全員）

◎誓約書

- ・店舗開業にあたって必要となる免許、資格、許可証等の写し

報告に必要な書類等

◎補助金等実績報告書

◎補助金等請求書

- ・領収書（支払証明）写し

(宛先と申請者名が一致するようにしてください。金額によっては収入印紙が必要となります。)

お問合せ（平日8時30分～17時15分）
太田市役所産業政策課商業係（太田市役所5階）
直通：0276-47-1834
E-mail：025300@mx.city.ota.gunma.jp